

(様式第1号)

会議録     会議要旨

会議の名称	令和3年第5回芦屋市景観アドバイザー会議
日時	令和3年11月29日(水) 午前9時30～午後11時30分
場所	東館3階中会議室
出席者	委員 武田 重昭, 小池 志保子, 西野 雄一郎 欠席委員 岡 絵理子, 佐久間 康富 届出者 共同住宅(山手町121番) 申請者 . . 氏 設計者 . . 氏 物販・診療所(朝日ヶ丘町320番外) 設計者 . . 氏 共同住宅・店舗(打出小槌町38番1外) 申請者 . . 氏 設計者 . . 氏
事務局	都市計画課 まちづくり担当課長 長良 晶子, 係長 岡本 周三, 課員 寺嶋 真唯
会議の公開	<input type="checkbox"/> 公開 ----- <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者3人中3人の賛成多数により決定した。 [芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要] <非公開・一部公開とした場合の理由> 審議の内容に個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	人(公開又は一部公開の場合に記入すること。)

1 会議次第

(1) 開会

(2) 議事

- ア 景観地区内における大規模建築物等の景観協議について  
共同住宅(山手町121番)  
物販・診療所(朝日ヶ丘町320番外)  
共同住宅・店舗(打出小槌町38番1外)

イ その他

(3) 閉会

2 提出資料

- (1) 大規模建築物等景観協議届出書 図面一式

3 審議内容

- (1) 共同住宅(山手町121番)

令和3年11月19日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い, 主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- 壁面の意匠は周辺の景観と調和するよう, またアイレベルでの見え方を意識し, 長大な印象を与えないよう特に通り面の分節化や仕上げなどの工夫により, 見えがかりのボリューム感を軽減するとともに周辺のまちなみに配慮することにより, 良好なまちなみ形

成に寄与する計画とすること。

- ・ 植栽計画については、接道面を緑で彩る意識を大切にし、緑豊かな通り景観を演出できるように景観上有効な位置に配置するとともに、適切な樹種を選択すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、エントランス周りやゴミ置き場、建築物に附属する塀や柵等の仕上げについても、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、材料の質感や色彩を工夫することで、地域の景観を向上させるような質の高いデザインとすること。
- ・ 道路際の塀や外構のデザイン、通り景観に対して多大な影響を与えることを認識したうえで、歩行者に圧迫感を与えない塀や外構のしつらえ、規模及び配置とすること。

(2) 物販・診療所（朝日ヶ丘町320番外）

令和3年11月19日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 計画地は幹線道路の交差点に位置しているため、壁面の雁行や分節化、適切な素材の選択等の工夫により、道路に面して長大な壁面とならないよう計画すること。特に、交差点から視認性の高い南東角については、圧迫感の軽減や屋外広告物の素材・配置など工夫すること。
- ・ 建築物の意匠だけでなく、目隠し壁、ゴミ置き場などの外構部については、敷地における外観意匠を構成する重要な要素となることから、使用する材料や配置等も含めて建築物と一体的にデザインし、とりわけ南東角及び接道面について、地域の景観を向上させるような質の高い仕上がりを検討すること。また、植栽帯の育成環境についても意識して植栽計画を検討すること。
- ・ 植栽計画については、沿道の街路樹と一体となり、緑豊かな通り景観を演出できるように樹木の配置や樹種を適切に選択すること。特に、南東角については、まちかどを彩る意識を持って計画すること。

(3) 共同住宅・店舗（打出小槌町38番1外）

令和3年11月19日付けで届出のあった建築計画について景観協議を行い、主に下記の内容について景観アドバイザーから意見があった。

- ・ 建築物の壁面については、単調にならないよう壁面の目地や仕上げの変化、適切な材料の選択等の工夫により表情を作り、スケール感を軽減するとともに、高さや形状において周辺との調和に配慮することにより、良好なまちなみ形成に寄与する計画とすること。また、北面及び東面については、可能な限り壁面を後退させ、通りへの圧迫感軽減に努めること。
- ・ 植栽計画については、国道2号に面する北側や北東角など景観上有効な位置に植栽を配置することにより、通りに対して積極的に配慮し、まちなみ景観に寄与する計画とすること。また、植栽時だけでなく、管理面や経年変化した後の景観についても計画時に考慮し、緑豊かでうるおいのある景観が保全、育成していくような植栽計画とすることが望まれる。
- ・ 建築物に附属する駐車場、駐輪場、ゴミ置き場、設備等は通りから見えないような配置・規模とすることを基本とし、植栽等による修景に努めること。